

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年4月9日(2009.4.9)

【公開番号】特開2006-237005(P2006-237005A)

【公開日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-035

【出願番号】特願2006-46267(P2006-46267)

【国際特許分類】

H 01 R 31/06 (2006.01)

H 01 R 24/02 (2006.01)

H 01 R 103/00 (2006.01)

【F I】

H 01 R 31/06 Q

H 01 R 17/04 J

H 01 R 103:00

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の同軸伝送線路の第1の中心導体に結合するように構成された第1の中心ピンを有する第1の同軸構造と、第2の同軸伝送線路の第2の中心導体に結合するように構成された第2の中心ピンを有する第2の同軸構造とを有するコネクタインターフェースと、

前記第1の同軸構造と前記第2の同軸構造とを囲むナットと、
を備えているアダプタ。

【請求項2】

前記ナットがスライド可能ナットである、請求項1に記載のアダプタ。

【請求項3】

前記コネクタインターフェースが、前記第1の同軸構造および前記第2の同軸構造のうちの少なくとも1つを囲む持ち上がった接地面部分とフィールド部分とを有する面をさらに備えている、請求項1に記載のアダプタ。

【請求項4】

前記持ち上がった接地面部分が、前記第1の同軸構造および前記第2の同軸構造の各々を囲んでいる、請求項1に記載のアダプタ。

【請求項5】

第2のナットによって前記アダプタに結合されたコネクタ本体をさらに備え、前記第1の同軸伝送線路および前記第2の同軸伝送線路の各々は前記コネクタ本体を通して伸びて、前記アダプタに電気結合する、請求項1に記載のアダプタ。

【請求項6】

前記第2のナットが第2のスライド可能ナットである、請求項5に記載のアダプタ。

【請求項7】

前記第2のナットを囲むシェルをさらに備えている、請求項5に記載のアダプタ。

【請求項8】

持ち上がった接地面部分を有する面と、

前記面から伸びる第1の同軸構造と、
前記面から伸び、前記第1の同軸構造に平行な第2の同軸構造であって、前記第1の同
軸構造と前記第2の同軸構造とは、パレル内に配置されている、第2の同軸構造と、
嵌合するコネクタインターフェースに前記面を位置合わせするように構成されたアライメ
ント機構と、
を備えているコネクタインターフェース。

【請求項9】

面と、
前記面を囲むスライド可能ナットと、
前記面から伸びる第1の同軸構造と、
前記面から伸び、前記第1の同軸構造に平行な第2の同軸構造と、
嵌合するコネクタインターフェースに前記面を位置合わせするように構成されたアライメ
ント機構と、
を備えているコネクタインターフェース。